

令和4年12月23日（金）

津島市健康福祉部福祉課（渡邊、古田）

電話番号 0567-24-1115（ダイヤルイン）

『津島おでかけタクシー』来月10日に利用スタート！ ～料金半額でタクシーを高齢者・障がい者・妊産婦の新たな足に～

高齢者の方、障がいのある方、妊産婦の方が、半額でタクシーをご利用いただける「津島おでかけタクシー」の利用が令和5年1月10日（火）からスタートします。

通院や買い物などの日常的な外出を支援することで、高齢者の免許返納やフレイル（高齢者の心身の様々な機能が弱ること）予防の促進にもつなげます。

1 対象者

高齢者（75歳以上）

障がい者（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者）

妊産婦（妊婦、出産後1年未満の産婦）

※いずれも津島市民の方

2 利用できるタクシー事業者（タクシー名）

名鉄西部交通(株)（名鉄タクシー）

日の丸タクシ(株)（日の丸タクシー）

(株)玉利タクシー（玉利タクシー）

名古屋近鉄タクシー(株)（名古屋近鉄タクシー）

3 利用範囲

市内全域とJR永和駅、JR蟹江駅（出発地又は目的地のどちらかが自宅であること）

4 利用時間

午前8時30分～午後7時（土・日・祝日も利用可）

5 利用者負担

「タクシー運賃＋お迎え料金」の半額（10円未満切り上げ）

6 利用方法等

- (1) 利用の際には利用登録証が必要です。
- (2) タクシーを利用の際は、事前にタクシー会社への予約が必要です。なお、駅の待機タクシーなどの利用も可能です。
- (3) 通院後に薬局でお薬を受け取る場合など、一時的な立ち寄りも可能です。
(1回程度、10分目安)
- (4) 付き添い者の同乗も可能です。
- (5) 利用回数に上限はありません。

7 利用登録証の発行

- (1) 市役所1階の福祉課及び高齢介護課、総合保健福祉センター2階の健康推進課で申請を受け付けています。なお、代理の方や郵送でも申請が可能です。
- (2) 利用登録証の申請には、登録者ご本人の顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）、本人確認書類、事業の対象者であることの確認書類（後期高齢者医療保険証、障害者手帳、母子健康手帳）が必要です。

8 参考

利用登録者数 1,600人（令和4年12月20日現在）



津島おでかけタクシー

いよいよ

1月10日(火)から運行開始



対象

市内に住民票があり、次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ・妊婦の方および出産後1年未満の女性



利用の流れ

1 まずは利用登録申請を



申請書は、市役所および主な市の施設等にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。申請いただくと、タクシーの乗車時に必要な「利用登録証」を後日お送りします。



申請には顔写真などが必要になります。ほかに必要なものは、申請書に付いているチラシをご覧ください。

※顔写真については、あらかじめ現像されたものをご持参いただく必要がありますが、お持ちいただくことが困難な方は、申請時に撮影させていただきます。
ご本人様がお越しの上、申請窓口でお申し出ください。

2 タクシーを予約



利用するには、電話予約が基本です。

予約の際には必ず「おでかけタクシーで」と伝えてください。

タクシー会社一覧	名鉄西部交通	☎26-2406	日の丸タクシ	☎28-2049
	玉利タクシー	☎25-1240	名古屋近鉄タクシー	☎0570-04-3833

※一覧は11月現在のものであり、今後、タクシー会社が追加されることがあります。上記のタクシー会社に限り、駅などで待機しているタクシーを予約なしで乗車できます。

3 タクシーでおでかけ



・利用できる時間は、曜日に関係なく、午前8時30分～午後7時

・利用者の負担額は、タクシー運賃とお迎え料金等を合わせた額の2分の1（10円未満切り上げ）

・お支払いは現金のみ

・利用目的は自由。付き添い者は、車の定員人数まで同乗可能。10分を目安に一時的な立ち寄りが1回程度できます（別途、待ち料金がかかります）。

・市内ならどこへでも。ただし、必ず「自宅から出発して〇〇へ」または「〇〇から自宅で降りる」にしてください。

・市外はJR永和駅とJR蟹江駅のみご利用いただけます。



ご注意ください

- ・その日の車の運行状況によっては、予約時間どおりに迎えに行けずお待たせしてしまう場合や、予約を承ることができない場合があります。
- ・乗車したらすぐに必ず利用登録証を乗務員に提示してください。提示がない場合は、おでかけタクシーとしての扱いができません（全額自己負担になります）。
- ・JR永和駅とJR蟹江駅以外の市外の場所をご指定された場合は、おでかけタクシーの対象外となります（全額自己負担になります）。
- ・おでかけタクシーと福祉タクシー料金助成利用券との併用はできません。

問合 福祉課福祉G ☎24-1115 FAX24-1138

